

住宅改修費の支給について

(工事前に申請して承認を受ける必要があります。)

介護保険制度では、

- ①要支援1, 2又は要介護1～5の認定を受けた方が、
- ②自宅において自立した日常生活を営むためや、介護者の負担を軽くするために、
- ③住宅改修費の支給対象となる住宅改修（段差の解消や手すりの取付けなど）を行う場合

申請により、その費用の一部が介護保険から住宅改修費として支給されます。

改修の前には必ずご相談ください。

住宅改修費については、事前申請制度となっております。事前申請なく改修を行った場合、改修内容が支給対象でない場合、申請書類に不備があった場合は、住宅改修費が支給されませんので、改修前に担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の高齢サポート（地域包括支援センター））に必ず相談するとともに、その改修内容が支給対象になるか分からない場合は、お住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当へご相談ください。

京 都 市

利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定で、要支援1，2又は要介護1～5の認定を受け、在宅で生活されている方

支給要件

- 要介護（支援）認定を受けた方が居住する住宅であること
（ただし、住民票に記載されている住所地の住宅のみが対象となります。）
 - 改修内容が5ページに記載された支給対象となる工事であること
 - 要介護（支援）者本人が自立した生活を営むためや、介護者の負担を軽くするために行う改修であること
- なお、受領委任払い制度をご利用になる場合、次の要件も満たしている必要があります。
- ・利用者が介護保険料滞納に係る給付制限の措置を受けていないこと
 - ・利用者が支給申請までに、住宅改修費を京都市から受領する権限を施工業者に委任していること

利用限度額

要支援・要介護度にかかわらず、要介護（支援）者一人当たり20万円までです。ただし、1割、2割又は3割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円、16万円又は14万円が上限となります。

※20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

支給方法

住宅改修費支給申請では、①償還払い制度、②受領委任払い制度のいずれかを選択して利用できます。

- ①償還払い制度…工事完了後にいったん費用の全額を支払っていただいた後、自己負担分を除く金額を保険から支給します。
- ②受領委任払い制度…工事の完了後に利用者は、自己負担分のみをお支払いただき、保険給付分は、利用者から委任を受けた事業者へ、市から直接支払います。
なお、受領委任払い制度の取扱事業者は、利用者から当該改修に係る住宅改修費の受領に関する委任を受けた事業者であり、事業専用口座（個人口座は不可）を有する必要があります。

住宅改修を行う場合には

1 事前相談

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）に希望を伝え、改修の内容を相談します。その上で、改修を行う場合は担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）に「住宅改修が必要な理由書」の記載を依頼します。

※改修内容が支給対象となるか分からない場合や、相談するケアマネジャー等がない場合は、着工前にお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当にご相談ください。

その際、改修予定箇所の写真など改修箇所の分かるものがあればご持参ください。

2 事業者に見積りを依頼

- 複数の事業者に見積りを依頼し、比較してみましょう。
- 事前（承認）申請までに、必ず箇所ごとの改修前の写真（日付入り）を撮影しておいてください。（日付のない写真は不可）
- 受領委任払いの取扱いを希望する場合は、この段階で、事業者と受領委任払い制度を利用することを合意しておいてください。

3 事前(承認)申請 [工事前]

住宅改修を行うに当たっては、工事着工前に次の書類をお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当に提出します。

- 申請書（区役所・支所の介護保険担当、京北出張所の介護保険担当にあります。）
（償還払い制度と受領委任払い制度では、申請書の様式が異なります。）
- 被保険者証
- 住宅改修が必要な理由書（原則として担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）が作成します。）
- 工事費見積書
- 住宅改修予定箇所の写真（日付の入った鮮明なもの）
- 住宅改修箇所見取図
- 住宅の所有者の承諾書（所有者が被保険者本人又はその同居家族でない場合に必要）
- 提出依頼状（担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）又は施工事業者が申請書を提出する場合に必要）

4 確認・審査

提出いただいた書類に基づいて住宅改修の内容等の確認（償還払い制度）又は審査（受領委任払い制度）を行います。

●償還払い制度ご利用の場合

事前申請書類に不備がなければ、「事前申請書類を受け付けました」と記載された「事前申請確認のお知らせ」が送付されます。

●受領委任払い制度ご利用の場合

受領委任払い承認申請書類について審査を行い、「適当」と判断した場合、「承認します」と記載された「決定通知書」が送付されます。

5 事業者に施工を依頼

●償還払い制度ご利用の場合

「事前申請書類を受け付けました」と記載された「事前申請確認のお知らせ」が届いたら、改修に着手します。工事完了後、「工事費内訳書」を受け取り、施工事業者には費用額全額を支払い、「領収証」を受け取ります。

●受領委任払い制度ご利用の場合

「承認します」と記載された「決定通知書」が届いたら、改修に着手します。工事完了後、「工事費内訳書」を受け取り、施工事業者には費用額の1割、2割又は3割を支払います。「領収証」を受け取り、合わせて「住宅改修の受領に関する委任状」を作成します。

- 支給申請までに、箇所ごとの改修後の写真を撮影しておいてください。（日付の入ったもの）

6

支給申請 [工事後]

住宅改修費の支給申請に当たっては、次の書類をお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当に提出します。

- 事前申請確認のお知らせ（償還払い制度の場合）又は承認決定通知書（受領委任払い制度の場合）
- 被保険者証
- 工事費内訳書
- 領収証（領収日が記載された被保険者本人宛（フルネーム）のもの）
- 住宅改修後の写真（日付の入った鮮明なもの）
- 住宅改修費の受領に関する委任状（受領委任払い制度の場合）
- 提出依頼状（事前（承認）申請時の提出者と異なる場合に必要）

7

支給決定

● 償還払い制度ご利用の場合

「支給決定通知書」が被保険者あてに送付されます。

支給決定された月の翌月末に、被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

● 受領委任払い制度ご利用の場合

「支給決定通知書」が被保険者あてに送付されるとともに、「支払連絡書」が施工事業者あてに送付されます。

支給決定された月の翌月末に、施工事業者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

ご注意ください！！

介護保険を利用して行う住宅改修のトラブルには十分注意してください。

たとえば、こんな事業者には要注意！！

- 「役所、ケアマネジャーの紹介で…」とウソを言って近づく。
- 「家を無料点検中」「家が壊れますよ」などと言って訪れ、点検後、本来必要ない工事の契約を迫る。
- 依頼者の希望を聞かず、一方的に話を進めてしまう。

介護保険を利用して住宅改修をするときには、必ず事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の地域包括支援センターやお住まいの区の区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所の介護保険担当にご相談ください。

住宅改修費の支給対象となる工事は次のとおりです。

①手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒防止若しくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する工事が対象になります。

②段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路などの段差を解消するための工事が対象になります。ただし、昇降機、リフト、段差解消機など、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象になりません。

③滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更

居室での畳敷きから板製床材やビニル系床材などへの変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更などの工事が対象になります。

④引き戸などへの扉の取替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置なども含まれます。ただし、自動ドア仕様の引き戸に取り替えた場合、自動ドアの動力部分の費用は保険給付の対象になりません。

⑤洋式便器などへの便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替えのほか、もともとあった便器の位置や向きを変更する改修も含まれます。

※洋式便器から洋式便器への改修については、支給対象となる改修が限定されていますので、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）又はお住まいの区役所・支所の介護保険担当（京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当）にご相談ください。

⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事

（いっしょに行った工事であっても、内容等によって付帯工事と認められない場合があります。）

住宅改修費の支給は、工事を伴うものが対象となりますので用具を置くだけの場合は支給の対象となりません。

Q & A

こんな場合には？

Q 利用限度額を使い切った場合はどうなるの？

住宅改修費の利用限度額を使い切った場合は、**それ以降の改修について支給を受けることはできません。**ただし、転居した場合や要介護度が3段階以上高くなった場合には、再度利用できる場合があります。詳しくは、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）又はお住まいの区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当にお尋ねください。

Q もう工事が完了しているけど、今から要介護（支援）認定を受けても支給してくれるの？

住宅改修費の支給を受けることができるのは、**既に要介護（支援）認定を受けている在宅の方で、工事着工前に事前（承認）申請を行っている方のみです。**要介護（支援）認定申請を行う前に住宅を改修した場合には、住宅改修費の支給を受けることはできません。

Q 住宅の新築や増築は対象になるの？

介護保険では、**現在お住まいで住民票がある住宅の改修を支給対象としています。**住宅の新築や、増改築（新たに居室を設けるなど）は、たとえ、その中に5ページに記載の工事が含まれていたとしても支給することはできません。

Q 病院に入院中でも住宅改修費は支給されるの？

病院に入院中又は施設に入所中の方は、原則として住宅改修費の支給を受けられません。ただし、既に退院や退所が決まっており、退院（退所）にあわせて改修がただちに必要な場合は、支給できる場合がありますので、着工前に担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）又はお住まいの区役所・支所の介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所の介護保険担当にご相談ください。

Q 夫婦ともに要介護認定を受けています。40万円の工事を行ったのですが？

支給申請に当たっては、要介護（支援）認定者ごとに工事を特定する必要があり、**複数の認定者で工事を重複させることはできません。**例えば、同一の便器の取替えに40万円かかった場合に、20万円ずつ申請できるものではありません。